

## 1 適用

令和5年(2023年)5月26日以降に建設管理部と契約する工事

## 2 対応方針

- (1) 受注者は、建設発生土を搬出する場合は確認結果票を作成し、発注者へ提出、説明のうえ工事現場の公衆の見えやすい場所へ掲示する。確認結果票は工事完成日から5年間保存する。
- (2) 受注者は、作成した再生資源利用促進計画書（確認結果票を含む）を運送事業者へ通知する。
- (3) 受注者は、建設発生土を搬出したときは速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、搬出先が再生資源利用促進計画書と一致することを確認する。  
当該受領書又はその写しを工事完成日から5年間保存する。
- (4) 受注者は、建設発生土を他の建設工事やストックヤードから受入れたときは、搬入元に受領書を交付する。
- (5) 受注者は、一定規模未満の工事であっても、受領書の請求があれば交付する。

## 3 対象工事

- ・合計で500m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬出する工事 → 2(1)～(3)対象
- ・合計で500m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬入する工事 → 2(4)対象
- ・建設発生土を搬入する全ての工事 → 2(5)対象

建設管理部が発注する工事の内、「確認結果票」、「受領書」など上記2の対応が必要となる対象工事は省令と同じ取扱いとします。

※建設管理部が発注する工事で、再生資源利用（促進）計画書の作成が必要な工事は、搬入、搬出を伴う全ての工事が対象です。（第1弾参照。）

## 4 建設管理部で管理しているストックヤードに搬入又は搬出する場合

受領書の事務手続きは工事監督員を経由して行いますので、施工協議簿を利用して状況資料を添付し、報告してください。

※状況資料：状況写真、土量、土質区分 等

※省令の改正概要は別添参照



北海道

北海道建設部建設管理課技術管理係  
電話：011-231-4111(内線:29-164)

その先の、道へ。北海道  
Hokkaido. Expanding Horizons.

## 1 適用

令和5年(2023年)1月1日以降に建設管理部と契約する工事

## 2 対応方針

北海道建設部土木工事共通仕様書(以下、共通仕様書)に下記事項を追加します。

- (1) 受注者は再生資源利用(促進)計画書(以下、計画書)の提出時に工事監督員へ内容を説明願います。
- (2) 受注者は計画書を書面または映像(デジタルサイネージ)により、工事現場の見やすい場所へ掲示してください。
- (3) 計画書は受注者のWebサイトに公開するよう努めてください。(努力義務)
- (4) 計画書・実施書の保管期間を1年から5年に変更します。
- (5) 受注者は工事監督員から請求があったときは、実施状況を報告願います。

## 3 対象工事

共通仕様書の定めにより、計画書の提出が必要な全ての工事

| 再生資源利用計画書  | 再生資源利用促進計画書  |
|--|--|
| 建設リサイクル法に基づく特定建設資材(新材又は再生材)、土砂、砕石(新材又は再生材)、その他の再生資材を搬入する工事 | 建設発生土、Co塊、As塊、建設発生木材(木材製品等)、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト(飛散型)等を搬出する工事 |

**※どちらも数量は問わず、搬入、搬出を伴う工事は全て対象**

改正省令は下表左側に該当する工事が対象となっているが、**下表によらず「共通仕様書の規定により、計画書の提出が必要な工事」に拡大して適用する。**

| 資源有効利用促進法   | 建設リサイクル法   |
|---|--|
| (再生資源利用促進計画書・実施書)<br>建設発生土 1,000⇒500m <sup>3</sup> 以上の搬出<br>Co・As塊、建設木材 合計200t以上の搬出       | (再生資源利用(促進)計画書・実施書)<br>契約金額(税込み)500万以上の工事で特定建設資材の使用または搬出がある工事は数量に関わらず、提出 |
| (再生資源利用計画書・実施書)<br>建設発生土 1,000⇒500m <sup>3</sup> 以上の搬入<br>砕石 500t以上の搬入<br>As混合物 200t以上の搬入 | <b>※第11条の規定で通知が必要な工事の取り扱いは従来どおり変更なし。</b>                                 |

※省令の改正概要は別添参照



北海道

北海道建設部建設管理課技術管理係  
電話：011-231-4111(内線:29-164)

その先の、道へ。北海道  
Hokkaido. Expanding Horizons.